

平成 27 年 4 月 1 日の待機児童数について

◎ 趣 旨

子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、年度当初における待機児童数の状況について報告するもの

1 制度移行に伴う定義等の見直し

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもの

ア 待機児童に係る定義の見直し

新制度施行に伴い、厚生労働省により「待機児童の定義」の一部見直しが行われたため、昨年度までは待機児童に含めないとされていた「求職活動中」についても、原則、待機児童としてカウントすることとなった。

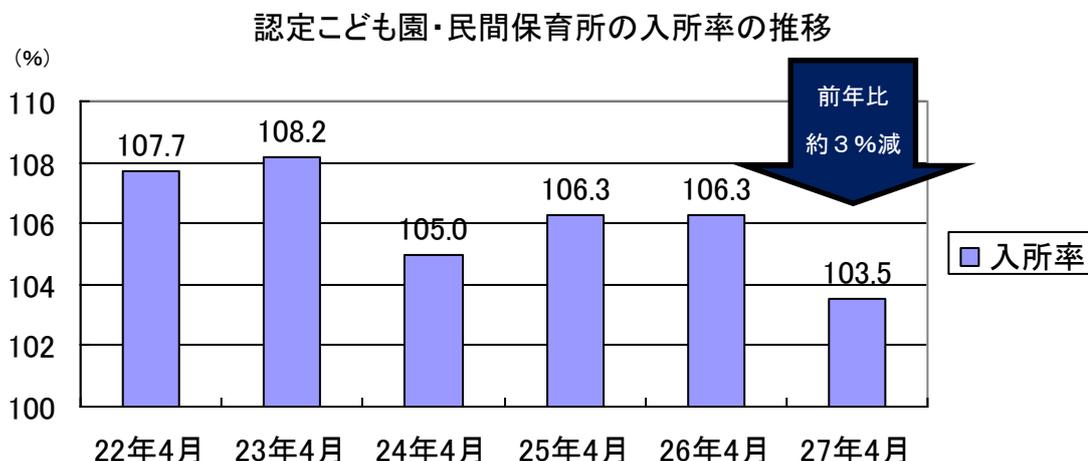
	27 年度	26 年度
特定保育	—	×
転園希望者	×	×
求職活動中	○	×
特定保育所等のみの申込者など	×	×

— : 「保育に欠ける」状況であるが、希望園に入れない場合に、利用者と保育所が直接契約をして行う保育サービス ⇒ 新制度施行により廃止

○ : 待機児童に含める × : 待機児童に含めない

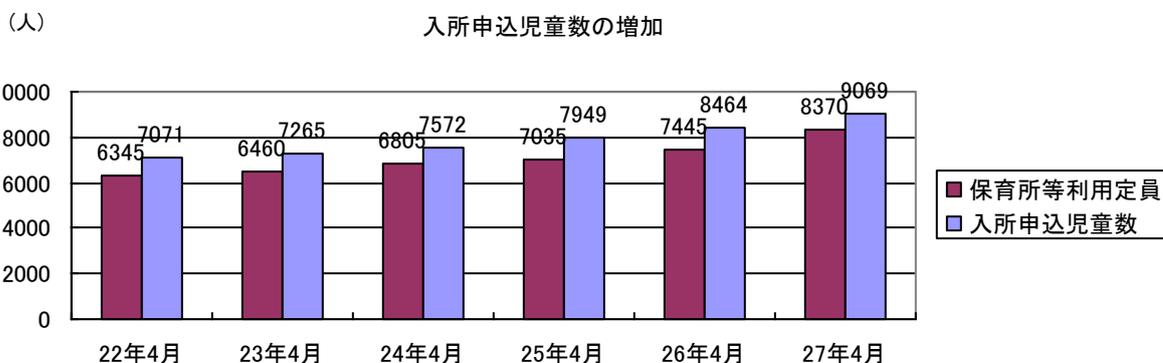
イ 定員の弾力的運用に対する給付の取扱い

平成 26 年度まで認められてきた「定員の弾力的運用」は、新制度施行に伴い、入所児童数が年間平均で利用定員の 120% 以上となることが 2 年連続する場合、「利用定員の見直し」(定員増) 又は、利用定員の超過に伴う「給付費の減算措置」を行うこととされたため、年度当初における施設側の受入枠の設定が前年度と比較して減少した。



(2) 入所申込児童数の増加

保育所の整備や改修の実施等により、保育所等利用定員は平成22年度からの5年間で、2,025名を増加させたところであるが、入所申込児童数も5年間で1,998名増加しており、供給体制の確保にあわせて保育需要も年々増加傾向にある。



2 年度当初における待機児童数

平成24年度以降、3年連続で年度当初において待機児童はゼロであったが、平成27年4月1日現在においては、136名数が発生する状況となった。

新制度の施行に伴い、待機児童のカウント方法、年度当初の施設における入所の受入状況の双方において、昨年度までとは異なる状況であったことが大きな要因と考えられる。

	27年4月	26年4月	増減
保育所等利用定員：A	8,370名	7,445名	+865名
入所申込児童数：B	9,069名	8,464名	+605名
入所児童数：C	8,682名	8,198名	+484名
入所率：D = C / A	103.7%	110.1%	▲6.4%
入所保留児童数：E = B - C	387名	266名	+121名
特定保育：F		15名	
転園希望者：G	70名	45名	+25名
特定保育所等のみの申込者など：H	181名	206名	▲25名
(内 求職活動中)	(71名)	(92名)	(▲21名)
待機児童数：I = E - (F+G+H)	136名	0名	+136名

《待機児童に含めないもの》

G：入所しているが他の園を希望しているもの

H：特定の園を希望しているもの

● 年齢別の待機児童数及び保留児童数

平成27年4月1日時点の待機児童136名のうち、0歳児から2歳児の低年齢児で9割以上を占める。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	3名	96名	28名	8名	1名	0名	136名
	2.2%	70.6%	20.6%	5.9%	0.7%	-	100%